

犬山駅東からくり広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山駅東からくり広場の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、犬山駅東からくり広場（以下「広場」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(独占利用の申請)

第2条 広場の全部又は一部を独占して利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の属する月の2月前（市外の者が利用する場合にあっては、1月前）の月の初日から当該利用しようとする日の7日前までに犬山駅東からくり広場利用許可申請書（様式第1）に誓約書（様式第2）及び別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類の添付を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、連続した2日以上の間隔にわたり利用しようとするときは、その期間の初日を同項の申請をすることができる期間の起算日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、市長が別に定める方法により同項の申請をする場合は、当該申請に係る申請書及びその添付書類の提出を省略することができる。

4 第1項の誓約書には、申請者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(独占利用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山駅東からくり広場利用許可書（様式第3）を申請者に交付するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第4条 前条の許可を受けた者（以下「独占利用者」という。）は、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、速やか

に犬山駅東からくり広場利用許可変更（取消）申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山駅東からくり広場利用許可変更（取消）通知書（様式第5）により独占利用者に通知するものとする。

（独占利用の利用時間）

第5条 広場の全部又は一部を独占して利用する場合の利用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用料の減免）

第6条 条例第7条の規則に定める事由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 公共団体が利用するとき。
- (2) 公共的団体が利用する場合で市長が公益上必要と認めるとき。
- (3) 地域の活性化のために市長が必要と認めるとき。

2 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、犬山駅東からくり広場使用料減免申請書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、犬山駅東からくり広場使用料減免承認・不承認通知書（様式第7）により独占利用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第7条 市長は、条例第8条ただし書の規定により、独占利用者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、既納の使用料を還付することができる。

- (1) 災害等独占利用者の責によらない理由により広場を利用できないとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(独占利用者の遵守事項)

第8条 独占利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 準備、片付け等に要する一切の時間を含み利用時間を遵守すること。
- (2) 条例第4条第2項の規定により付された条件を遵守すること。
- (3) 広場を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 商品の種類に応じたごみの回収容器を適切に設置し、独占利用者の責任で回収、処分等を行うこと。
- (5) 商品の衛生管理に十分注意するとともに、周囲の衛生管理についても適切に行うこと。
- (6) 広場の利用により生じた排水は、広場内の設備には流さず、独占利用者が持ち帰り適正に処分すること。
- (7) 広場の利用に当たり、広場周辺を含む公共施設の電気及び水道を使用しないこと。
- (8) 火気及び発電機を使用する場合は、使用する器具の種類にかかわらず消火器を設置すること。
- (9) 騒音等に十分配慮し、音響設備等を使用しないこと。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、音響設備等を使用することができる。
- (10) 広場の利用の目的とは関係のない内容の旗、看板等の広告を掲示しないこと。
- (11) 他の利用者に十分配慮し、友好的な協調利用を行うこと。
- (12) その他市長の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前においても、広場の利用の申請及び許可に関する行為を行うことができる。

別表（第2条関係）

| 利用区分 | | 添付書類 |
|------|----------------------------|--|
| 一部独占 | 物品販売及び食品販売のうち保健所の許可を要しないもの | 保険証書の写し 販売品目を明らかにする書類 |
| | 食品販売のうち保健所の許可が必要なものの | 営業許可証の写し 責任者証の写し 保険証書の写し 販売品目を明らかにする書類 |
| 全部独占 | 物品販売及び食品販売のうち保健所の許可を要しないもの | 保険証書の写し 販売品目を明らかにする書類 利用計画平面図 |
| | 食品販売のうち保健所の許可が必要なものの | 営業許可証の写し 責任者証の写し 保険証書の写し 販売品目を明らかにする書類 利用計画平面図 |
| | その他 | 利用計画平面図 |

備考

- 1 この表において「保険証書」とは、製造物賠償保険への加入を明らかにする書類をいう。
- 2 この表において「営業許可証」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（愛知県内の保健所長から交付を受けたものに限る。）をいう。
- 3 この表において「責任者証」とは、食品衛生法に基づく食品衛生責任者証をいう。
- 4 この表に定める書類のほか、市長が必要と認める場合には、その必要な書類を添付するものとする。